住基ネットでひらくＩＴ社会

資料６

平成１４年８月５日
住基ネット1次稼働
・行政機関への本人確認情報の提供

平成１５年８月２５日
住基ネット2次稼働
・住民基本台帳カードの交付
・住民票の写しの広域交付／転入転出手続の簡素化

平成１５年４月から実施

◎次のような行政手続を行う際、住民票の写しの提出が不要となる。

・パスポートの交付申請（年間約500万件）
・建設業の技術検定の受検申請（年間約15万件）
・宅建取引主任者資格の登録申請（年間約2万件）※
・宅建取引業の知事免許（年間約2万件）※

〔※　準備の整った都道府県から順次実施〕

◎恩給受給者が毎年提出する受給権調査申立書に市町村長の証明を受ける必要がなくなる。
（年間約140万件）

◎共済年金（地方公務員、国家公務員、私立学校教職員）・戦没者遺族等援護年金の受給者が毎年提出していた現況届又は身上報告書の提出が、加給年金額対象者等を除き、不要となる。
（年間約200万件）

平成１５年度中に実施

◎住基ネットから情報提供を行うことにより、公的個人認証サービス※が実施可能となる。

（※　インターネットで行政手続を行う場合、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行うサービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度）

今後の予定

◎住民票の写しの提出が求められる大半の行政手続で住民票の写しの提出が不要となる。
（年間約2500万件以上）

◎国民年金・厚生年金の現況届の提出が原則、不要となる。
（年間約2000万件）

◎公的個人認証サービス等の活用により、大半の行政手続をインターネットで行うことが可能となる。
（平成１５年度中に）

・戸籍謄抄本交付請求（年間約3500万件）
・住民票の写しの交付請求（年間約8500万件）
・婚姻届・離婚届（年間約100万件）
・住民基本台帳カード保有者の転出届（年間約200万件）
・所得税の確定申告（年間約700万件）
・パスポート交付申請（年間約500万件）
・国民年金・厚生年金の裁定請求（年間約80万件）

住基ネットにより住民サービス向上と行政効率化が飛躍的に進みます

住基ネットのメリット

行政機関への申請や届出の際に住民票の写しの提出が不要となる。

→年間2500万件以上の住民票の写しの提出が不要に（平成15年度は年間500万件以上）

○住民が申請や届出を行う場合、住民票の写しの交付手数料（200~300円）の負担や住民票の写しの交付を受けるために市町村の窓口まで出かけて行く手間が不要に

○市町村では住民票の写しの交付を行うために多数の職員を配置しているが、住民票の写しの交付枚数が減れば、福祉等他の行政分野に職員を配置することが可能に

年金の大半の現況届が不要となる。

→平成15年度は共済年金（地方公務員、国家公務員、私立学校教職員）、戦没者遺族等援護年金を対象とし、今後は国民年金、厚生年金を対象に

○年金受給者が現況届に記入し、年金支給機関へ郵送する必要や切手代の負担が不要に

○年金支給機関は現況届を年金受給者に郵送するための経費が不要となるほか、年金の過払いを防止することが可能に

住基ネットから情報提供を行うことにより、公的個人認証サービスが実施可能となる。

→行政手続をインターネットで行うことが可能に

○住民が申請や届出を行う場合、行政機関の窓口まで出かけて行く必要がなくなるほか、自宅でいつでも申請や届出が可能に

○行政機関では申請や届出を受け付けるためにピーク時にあわせて職員を配置しているが、申請や届出の処理を平均して行うことにより、また、業務システムとの連携を図ることにより、職員を他の行政分野に配置することが可能に

住基ネット２次稼働によりさらに便利になります

○全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れるようになる。
（住民基本台帳カード又は運転免許証等の提示が必要）

○引越の手続で窓口に行くのは転入時１回だけですむ。
（転出届を郵送又はインターネットで行い、転入時に住民基本台帳カードの提示が必要）

○希望者に住民基本台帳カードを交付

○ 住基ネット端末において、住民基本台帳カードに記録された住民票コードにより本人確認情報を検索し、本人確認が可能
→ 本人確認情報の提供又は利用や住民票の写しの広域交付・転入転出手続の簡素化の際に活用

○ 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書等の保存用カードとして活用可能

○ 市町村の条例で定める独自サービスに利用
（例）証明書自動交付機
　　　公共施設の予約等

○ 公的な本人確認カードとして活用

住基ネットは安全・安心なシステムです

◎個人情報保護･セキュリティ確保のために以下の措置を実施

保有情報の制限･利用の制限

○都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、４情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
○住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化の際には、市町村から市町村へ、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されるが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータを通過しない
○情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
○住民票コードの民間利用を禁止
○住民票コードはいつでも変更請求が可能

内部の不正利用の防止

○システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重
（通常は１年以下の懲役または３万円以下の罰金
→２年以下の懲役または100万円以下の罰金）
○操作者用ＩＣカードやパスワードにより、操作者を限定
○追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存

住基カードの個人情報保護措置

○住基カードは住民の申請により交付
○住基ネットサービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立
○住民票コードは市町村独自サービスエリアで使用禁止

外部からの侵入防止

○専用回線の利用、ファイアウォール及び侵入検知装置（ＩＤＳ）の設置により、不正侵入を防止
○通信を行う際にはデータを暗号化
○万一の場合にはネットワークを停止する等、個人情報保護を最優先

◎住基ネットの稼働に当たり以下の措置を実施

○総務省住民基本台帳ネットワークシステム緊急対策本部の設置
○住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会の新設
○外部監査によるシステム運営調査
○さらに本人確認情報提供状況の開示を実施する予定